

貝塚市消防長告示第1号

貝塚市火災予防条例（昭和37年貝塚市条例第24号）第45条の2の規定に基づき、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「洞道等」という。）を次のとおり指定する。

令和8年1月23日

貝塚市消防長 上野隆二

火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等を指定する件

- 1 洞道及びこれに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が30メートル以上のもの
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）、共同溝に接続する洞道及び地下の工作物並びに共同溝に類する地下の工作物
- 3 前2項に掲げるもののほか、消防長が特に必要と認める洞道等

附 則

この告示は、告示の日から施行する。